

第2回 茨城県市町村合併推進審議会 議事録

日 時 平成18年2月16日(木)午後1時15分～3時2分

場 所 水戸京成ホテル

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 市町村の現況及び将来の見通しについて

(2) 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項について

(3) 構想に関する意向調査実施結果について

(4) 市町村長の意向聴取について

3 その他

4 閉 会

○会長

時間は少々早いのでありますが、おそろいでございますので、ただいまから開催させていただきたいと思います。

それでは、事務局からお願いいたします。

○事務局

それでは、まず、今回、初めて出席される委員の方をご紹介させていただきたいと存じます。

山下文子委員でございます。

○委員

北つくば農業協同組合の専務をしております。よろしくご指導ください。

○事務局

なお、本日は、5名の委員の方々が欠席となっております。

また、議事録の作成上、本日はマイクを用意いたしました。委員の皆様方がご発言の際には、事務局がマイクをお持ちいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから進行は関会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長

それでは、早速開始いたしますが、本日の会議は、市町村の現況等のデータ及び市町村長のアンケート結果をもとに、委員の皆様自由にご意見を述べていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げる次第であります。

それでは、次第に基づきまして議事を進めてまいります。

まず、「(1)市町村の現況及び将来の見通し」及び「(2)自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項」について、一括して審議したいと思います。

事務局よりご説明願います。

○事務局

事務局を務めております市町村課長の岡田でございます。

議事の説明に入ります前に、本日の議事の位置づけについてご説明したいと思います。

皆様方のお手元の資料の中に第2回審議会の次第が入っていると思いますが、その一番最後のページでございます。

前回の第1回目の審議会でご説明しておりますけれども、この審議会においてご審議いただく「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」という部分につきましては、左の箱に入っているわけでございます。1番目、「自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項」、2番目、「市町村の現況及び将来の見通し」、3番目、「構想対象市町村の組み合わせ」、4番目、「自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置」という4本の柱がございますが、これはいずれも国の指示項目でございます。こういうものをつくりなさいという指示項目でございます。

こういうものを受けまして、本日は、このうち、1番目の「自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項」という部分と2番目の「市町村の現況及び将来の見通し」という部分につきましては、説明順序が逆になりますけれども、議事の(1)番、(2)番という

ことをご審議いただきたいと考えているところでございます。

さらに、本日の議事の(3)番,(4)番につきましては、この構想の中の大きい3番、「構想対象市町村の組合せ」という部分に連動するものでございますので、今回、こども提出させていただいているという状況でございます。

国の構想の大きい4番目の「自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置」という部分につきましては、3回目以降の審議会において、事務局からそれぞれ資料等を提出させていただきたいと考えているところでございます。

そういうことで、今回の議事の位置づけについてご説明させていただきました。

戻りますが、前のページには、第1回目でご説明しましたとおり、審議会のスケジュールがそれぞれ記載されておりますので、ご一読いただければと思っております。

それでは、早速、議事の(1)番目、「市町村の現況及び将来の見通し」について、案でございますけれども、ご説明申し上げたいと思っております。

今回の資料につきましては、それぞれ議事ごとに別冊になってございます。一番初めに「資料1」と書いております「市町村の現況及び将来の見通し(案)」をお手元をお願いしたいと思います。

先ほどご説明しましたとおり、この議事につきましては、国の構想の2番目の項目として位置づけられているわけでございますけれども、本県市町村の全体の状況を把握するために、人口の動向や高齢化の動向、行財政動向について取りまとめているものでございます。

この資料につきましては、市町村ごとのデータ等をまとめておりますけれども、2月、3月に合併を予定している市町村につきましては、新市のデータとして一括して取りまとめておりますので、18年3月末現在の44の市町村のデータとして掲載しておりますので、ご理解いただければと思っております。

それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。

「本県の人口動向」でございますが、本県の総人口につきましては、昨年10月の国勢調査におきまして約297万5,000人ということで、前回の調査に比べて0.4%減少、45年ぶりでマイナスという状況になってございます。人口は、全日本と同じように減少局面に入っていることがうかがえるわけでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

前回と今回の国勢調査の人口増減を市町村ごとに見てまいりますと、2ページにありますように、7割の32市町村で人口が減少してございます。

地図上で見ますと、水色から上、紫、オレンジの部分が増加の市町村、薄緑、濃い緑、黄色の部分が増加の市町村でございます。守谷市、牛久市などのオレンジの市町村は、人口が3%以上増加するという状況になっている反面、大子町や利根町などの黄色い市町村については、マイナス3%と特に減少している状況でございます。

3ページには、今ご説明しました増加率等々につきまして、市町村ごとに掲載しております。ただ、非常に残念なことなのですが、3ページのナンバー33の五霞町が1万人を切ってしまったという状況が今回の国勢調査であらわれてございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。4ページには、国立社会保障・人

口問題研究所の人口推計を掲載しております。ご案内のとおり、人口は全体的に減少傾向にございまして、5ページを開いていただきますと、先ほどご紹介しましたように、大子町さんあたりは、平成12年から平成42年にかけて、マイナス43.5%と非常に激しく減少するという予測がこの国の研究所でされているという状況にございます。

次に、6ページをお開き願います。

「本県の高齢化の動向」でございますけれども、本県の高齢者人口につきましては、過去25年間でほぼ倍増しております。非常に急激に高齢化が進んでいるのを如実に確認することができるわけにございます。

7ページ、8ページには、高齢化の状況を市町村ごとに掲載しているわけにございますけれども、現在、半数に近い19市町村で高齢化率が20%を超えております。8ページの26番の筑西市さんから20%を超えるといったデータになっており、主に県北山間地域において、高齢化の進行が著しくなっているという現況にございます。

9ページ、10ページにつきましては、国立社会保障・人口問題研究所の高齢化の予測を掲載しております。平成42年につきましては、本県44とした場合、33市町村において高齢化率が30%を突破するという予測をしております。10ページでいいますと、12番目の土浦市さんから下の部分は、高齢化率が30%を超えていくという状況になっておりまして、今後、市町村さんにおいては、高齢者数の増加による扶助費等の経費増大が課題になるし、それにどう立ち向かっていくのかという部分が市町村のまちづくりの一つの課題になってくると予想しているところでございます。

次、11ページをお開きいただきたいと思えます。

「本県市町村の行財政状況」についてご説明したいと思えます。

まず、本県市町村の職員数でございますけれども、一般行政部門の職員数の合計につきましては、17年、昨年4月現在で1万6,776人になってございます。これを人口1,000人当たりの職員数で見ますと、5.6人という状況になってございます。

下の図につきましては、縦軸に人口1,000人当たりの職員数、横軸に市町村の人口規模をとりまして、市町村ごとに職員数を分布させたものでございます。図を見てみますと、左の上方に点が見られますが、人口当たりの職員数が多い市町村は、どちらかという、人口規模が小さい市町村に多く見られる傾向ということが言えるかと思えます。

ちなみに、11ページの左の上方に飛び抜けて3つあるのは、大子町、河内町、五霞町さんということでございます。

人口規模が小さい市町村ということで、もう一つ特徴的なものがございまして、12ページをお開きいただきますと、専門職員数ということでございまして、建設技師さん、土木技師さん、保健師さんなどの専門的な職員が未配置であったり、少ない状況となっております。今後、住民ニーズが高度化・多様化する中、それぞれの市町村さんの組織体制の充実強化が必要になるのかなと考えるところでございます。

次に、13ページをお開き願います。

「財政力指数」でございますけれども、この指数につきましては、大きいほど財源に余裕があると言われております。平成16年度決算ベースで、本県市町村の平均は0.66でございまして、全国平均の0.47を少し上回っているところでございますけれども、市町村の

人口規模と財政力指数を図に示したところでございますが、左下の方に点が固まっているという状況がございまして、これを見ますと、財政力指数が低位な市町村は、人口規模が小さい市町村に多く見られるということが言えるのかなと。ただし、例外が一部ございます。この表で、上の方に2つばかり、点があるかと思いますが、これは東海村さんと神栖市さんでございます。東海村さんのような例外はございますけれども、概していえば、規模が小さい市町村は財政基盤も脆弱という傾向が見られると言われております。

14 ページには、それぞれの財政力指数の状況を掲載してございます。

次に、15 ページをお開きいただきたいと思います。

15 ページにつきましては、「経常収支比率」を記載してございます。この比率につきましては、高くなればなるほど、財政構造の弾力性が失われているということになりまして、例えば新規事業の実施などについても余裕が持ちにくくなると言われているものでございます。平成 16 年度決算の本県市町村の平均は 89.4%、全国平均は 90.5%でございますので、やや下回っているという状況にはございます。

下の図で人口と経常収支比率を見ても、関連する特徴は余り見受けられないわけでございますけれども、前図で見ますように、経常収支比率につきましては、年々上昇傾向、つまり悪くなっているということでございまして、財政構造の硬直化が進んでいる状況がうかがえるところでございます。

17 ページをお開きいただきたいと思います。

市町村さんにおける「将来にわたる実質的な財政負担」ということでございますが、市町村においては、この図で見ますように、地方債残高が年々増加しております。一方、市町村さんでいうと貯金でございますけれども、積立金が減少している。そういうことで、地方債の借金の残高から貯金の残高、いわゆる積立金残高を引いた将来にわたる実質的な財政負担は、本県市町村合計で 1 兆円近くに達しているという状況になってございます。

19 ページをお開きいただきたいと思います。

「市町村の行財政の見通し」でございまして、ただいまご説明したとおり、本県市町村の財政状況は全体として厳しい状況にございます。収支不足の部分を基金の取り崩しによって補てんする状況が続いておりますし、今後もこの状況が続くものと予想されております。

後ほどご説明いたしますけれども、構想に関する市町村長さんの意向調査結果を見ましても、ほとんどの市町村長さんが、財政状況については厳しいという回答をされておりますし、将来の見通しにつきましても、7 割以上の市町村長さんが、将来の財政見通しは本当に厳しい、現在と同じ程度の行政水準を維持していくことは非常に難しいという回答を寄せられているところでございます。

一方、意向調査におきましては、多くの市町村長さんが、少子化・人口減少対策、高齢者福祉対策などについて、今後、住民ニーズが高くなるという回答をされてございまして、人口減少や高齢化の進行、厳しい財政状況、将来の見通しを踏まえますと、より一層の本県市町村の行財政基盤の強化が不可欠であり、そのための極めて有効な手段である市町村合併の推進が今後も必要だろうと考えているところでございます。

続きまして、資料 2 でございます。右肩に「資料 2」と書いてあるものでございます。

「自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項」ということをごさいますて、案でございます。この案についてご説明申し上げます。

この資料2に対応する議事につきましては、先ほど冒頭にご説明しました国の構想の1番目の項目になっているわけをごさいますて、新合併特例法下で合併を推進していくための最も基本的な考え方を整理することになります。市町村の望ましい姿、合併推進の必要性、さらに、合併推進に当たっての県の役割について取りまとめてございます。

1ページをお開き願います。

まず、「本県における市町村の望ましい姿」についてご説明したいと思いますが、地方分権が一層進展する中、市町村におきましては、住民に身近な事務を中心的に、幅広い地域行政をより自主的・自立的に担うことが求められているものと思われまます。

また、先ほど来ご説明しているように、厳しい財政状況、急激な少子高齢化といった新たな行政課題に迅速・的確・柔軟に対応するとともに、個性的できめ細かな地域づくりを推進していくことが市町村にとっての課題であります。そのためには、住民の皆さん、NPOの皆さん、さらに県などとの連携強化を図りまして、それぞれの役割分担を踏まえながら、施策展開を図っていくことが重要であると考えております。

幸い、本県におきましては、最先端の科学技術、産業の集積、陸・海・空の交通ネットワーク等多くの発展基盤がございます。将来に向けて夢を語れる県でございます。この夢の実現には、それぞれの市町村さんの基盤の充実強化がぜひとも必要でございます。

したがって、今後の市町村さんにおきましては、安定的・発展的に行政運営が行えるだけの規模と能力を備える必要がございます。地域における総合的な行政主体として、自己決定と自己責任のもと、みずからの創意工夫によって地域を運営して、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していくことが望まれていると考えているところでございます。

2ページをお開きいただきたいと思ひます。

「自主的な市町村合併の推進の必要性」でございませうが、本県の合併状況につきましては、前回の審議会でご説明してありますけれども、来月末には44に再編され、市町村の市にお住みになる人口が約60%から約90%に増加するということで、県民の皆さんが福祉などの身近な行政サービスを地元自治体から直接享受できる環境が整いつつあるということにございます。

しかしながら、旧合併特例法下におきましては、合併を望みながらも、さまざまなご事情によりまして合併に至らなかった市町村や新合併特例法下での合併を目指している市町村もございます。さらに、先ほどご説明した国勢調査を見ても明らかなように、現在においても、規模が小さい町村が依然として残っているという状況がございます。こういう状況の中で、高齢化社会の問題、地方分権の問題、日常生活圏の拡大などに対応していく必要があることから、新合併特例法下におきましても、本県の市町村合併をさらに進めていく必要があると考えているところでございます。

次に、3ページでございませうけれども、「合併推進にあつての県の役割」についてでございます。

市町村合併は、地域の皆さん方の将来や地域住民生活に直接的に大きな影響を及ぼすということにございませうて、さらに、先ほどお話しした件からいへば、将来の県土づくりの

根幹にかかわる事柄でございますので、市町村と県が一体となりまして、市町村合併に取り組んでいく必要があると考えてございます。

新合併特例法下におきましても、自主的な市町村合併を推進するという法の趣旨がございますので、これを受けて構想を策定し、合併機運の醸成を図るとともに、これまで本県が蓄積してまいりましたノウハウを生かしながら市町村を支援いたしまして、市町村合併を積極的に推進していくことが本県の重要な役割と認識しているところでございます。

しからば具体的にどのような支援を行う必要があるのかということにつきましては、国の構想の4番目の項目であります「合併を推進するために必要な措置」の中で、次回以降の審議会で皆さんのご意見を頂戴して検討してまいりたい、議論してまいりたいと思っています。

以上で説明を終わらせていただきます。

○会長

ありがとうございました。

資料1並びに資料2につきまして、ご説明を受けたわけでございますが、ご質問・ご意見がございましたらお願い申し上げたいと思います。

○委員

今のご説明の最後の「県の役割」という部分で一番問題になってくるのは、いかに財政支援ができるかということだと思っております。これについては、これまでに合併した市町村等についても勘案していかないと逆差別になるといったことも考えられますけれども、この辺の支援の範囲についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○事務局

今、委員からご質問がありました県の合併のスタンスという部分につきましては、旧合併特例法下では、どちらかという、積極的に合併してくださいという誘導策の支援をしてきた。例えば新市町村づくり支援事業なり合併特例交付金なりということで、合併したらこうなりますよということで支援してきたわけですが、今回の新合併特例法下におきましては、国の方針である、障害を除去するための支援にとどめるということで方向が転換されておりますので、新合併特例法下の支援措置として、従来なりのものを位置づけるということになりますと、今お話がありましたように逆差別になって、うちは早くやったのに、何で同じなのだといったこともありましようし、後ほどアンケートのときにもご説明しますが、そうはいつでも、合併に際して、やはり最小限の財政支援は必要だという首長さんからのアンケートがありますので、ここの折り合い方で、どういう方向に持っていくのか。

ただ、スタンスとしては、国の方針を踏まえまして、積極的に進めるという方向よりも、どちらかという、障害を除去していくという部分での支援になるのかなど。これは我々の考えでございますが、皆さん方のご意見を踏まえて考えてまいりたいと思っております。

○会長

いかがでございますか。

○委員

突っ込んでもしようがないから。

○会長

そのほかございませんか。

○委員

これは、どちらかというところ再合併だ。これはいつごろまでに答申するのですか。

○事務局

答申は、国ではできれば17年度、今年度と言われていたのですけれども、設置そのものが年内ぎりぎりで行ったので、これはとても無理だということで、我々としては、先生方のご意見を聞いて、と思っておりますが、目途としては、来年度、18年度ぐらいには、と考えております。

ただ、例えば水戸市と茨城町の構想につきましても、法定協が進んでいるという関係もございますので、構想を先につくって、段階的につくっていった方がいいということになってございますので、そのようなやり方も考えられるのではないかと考えております。構想にのせないと、国のさまざまな優遇措置が使えないようなものも出てくる可能性がありますので、そのつくり方につきましても、そのあたりをよく見きわめて考えていきたいと思っております。

○委員

五霞町と境町は合併に失敗して、今度再婚だ。果たして再婚できるかできないかというところ難しい。だから、これは、勧告しようが何しようがどうしようもないと思うのです。五霞町は、埼玉の幸手と合併しようということで行って、幸手の市長が落選してしまったので、これはご破算になっている。今、どこへ行くかということですが、恐らく新・古河市は受け入れないと思うのです。そういうことで、再合併は、相当時間をかけてやっても、結婚と同じで、難しいなと私は思っているのです。

この具体策として、昭和30年の合併はどうだったか。

合併でどれだけメリットが生まれるかといったら、今までは大体150人から200人に1人の職員だったけれども、合併すれば、500人ぐらいに1人の職員で間に合うのだと。人件費が半分になるから、それだけでもメリットがあると具体的に示した。それで、360幾つあったのが105ぐらいになったのですよ。それでも抵抗があって、反対と賛成で激しい闘いが随分あった。それでも、大体3分の1になった。

今のこれを見ると大体3分の1にするのだから、30台、20から30の間にすればいいわけですね。44だから、あと14減らすということですが、本当のことを言うと、これはなかなか難しいと思う。どのように進めるか。例えばいいことをやっても、なかなかそう簡単にいかないと思うのです。特例債がどうだのこうだの言うよりも、今言ったように、人件費の問題はこうなるとか、どうするとかということなら自主的な再編になっていくのでしょうか。だから、今年いっぱいこれを決めると言っても、答申しても、これはなかなか難しいと思う。結果論からいえば、難しいからやることになるかもしれないが。美浦などは財政的に豊かだから、これでやっていきます、合併がどうだこうだ、あなた方が余計なことを言う必要ないと言えば、それ以上、話はできないと私は思うのです。だから、この進め方をうまくやっていかないと、アンケートで調査しただけでは不十分。よく検討して、まず、できることをやるほかないと私は思うのです。できないことを書いて出した

って何にもならない。

○会長

ありがとうございました。

何事も実際的でなければだめかと思えます。

事務局何かございますか。

○事務局

前回の合併旧法というのでしょうか、前法のもとで期限がございましたので、最後に一生懸命やっていただいたわけですが、今回の新法につきましては、一応5年間という期限になってございます。新法の構想の対象として、5年以内でできるものをつくってほしいということでございまして、その際には、できれば1万人以下のところを構想の対象にしてほしいというのが総務省の考え方でございます。

ただ、我々としましては、先ほど委員からご指摘がありましたように、できないものを書いたりするのはしようがないという気持ちもありまして、ちょっと時間をかけながら、どのような枠組みでできるのだろうかということを議論し、また、アンケートは手始めでございすけれども、面談調査もして、ご意見を伺いながらつくってまいりたいと考えております。何が何でも先に絵をかいて、できないものを書くといったことにならないように、よくご意見を伺いながらつくってまいりたいと考えてございます。

○会長

そのほかございますか。

○委員

ただいま、委員、あるいは事務局からお話がありましたが、平成17年の3月で旧合併特例法の対応が終わったわけですね。新しい合併特例法になったのですが、内容をよく見ますと、5年間でありますが、旧法と比べて、これは財政支援がかなり縮減された内容になっておりますね。国の方も、三位一体の改革などで大変厳しいのだろうと思えますけれども、合併推進審議会という組織は全国的にあるのかどうか。これは茨城県だけではないと思うのです。

私ども地方6団体で、3兆円の財源移譲についていろいろ交渉し、国に意見を申し上げてきた結果、認められたということがございますね。

委員からお話がありましたが、茨城県の中でも、小さいといいますが、人口の少ない町村、あるいは、美浦村など、小さいながらも財源の豊かな地域があるということで、いろいろな問題があるわけですから、この合併推進審議会が全国的な組織であるとすれば、その組織の中で、いろいろな問題に対応していくのがいいのかなという感じを持っておりますね。その辺はいかがですか。

○会長

ありがとうございました。

今のご質問にお答えください。

○事務局

審議会ということでございますが、今、47都道府県のうち、30の府県におきまして、合併推進審議会が設置されております。名称が若干変わっているところがあるかもしれませ

んが。

では、今後、47都道府県すべてにできるのかという部分の問題なのですが、旧合併特例法下で、全国的にトップクラスの広島県等々の考え方としましては、県が目指す合併のあり方は旧法で完成したというイメージで、新合併特例法下における審議会を設置しないということでございます。これが数県ございます。

合併推進審議会がすべてのところで作られた場合、全国的なそういう点もあり得るかもしれませんが、今お話ししたように、各都道府県ばらばらな状況でございますので、これが一致して、国に対して云々ということについては、今現在ではちょっと難しいのかなと理解しております。

○会長

よろしゅうございますか。

○委員

今の事務局のお話では、各県ばらばらだろうということのようではありますが、大きな組織でないと国もなかなか動いてくれないという現実があるわけですね。そういうことから考えますと、これから平成大合併が第2期目に入るわけですから、その辺も踏まえて、声をかけられる県で協議会なるものができれば大変効果的かなと思っております。

私、水戸ですが、水戸でも、平成16年度の地方交付税と比較しますと、今年度は36億も少なくなるという見通しがあるわけですね。36億が入るとすれば、100以上の事業ができる可能性があります。ただいまのお話のように、合併特例債も借金ですからね。借金ばかりふえても大変なわけですから、そういうことから考えても、大きな力となって国との折衝というのがまず第一なのかなという気が私はしております。これは意見で結構なのですが、そういうことを思っております。

○会長

事務局いかがですか。

○事務局

先ほど申し上げましたように、各県、相当程度違っているということでございます。ただ、知事会の中で顔を合わす機会などもありますので、まずは各県間で意見交換というのでしょうか、情報交換に努めさせていただければと思っております。

財務省が大変厳しい中、合併の補助金など、総務省で頑張っ確保いただいたということもございまして、配慮してくれるという方向ではございますけれども、障害除去の範囲にとどめるという新法の精神もございまして、合併特例債は、経済財政諮問会議などでも厳しく言われておまして、法律を改正して、そういうものをもう一回つくってくれというわけにいかないと思いますが、合併支援プランなどをつくっていく中で、できる限り支援をいただけるように、情報交換を通じて、国の方にも意見を申し上げていきたいと思っております。

○会長

ありがとうございました。

○委員

それぞれの都道府県に設置しなさいということで、総務大臣から指針が出ているわけで

すよね。そういう意味では、今、議長さんからお話があったように、設置しているところの知事さん方の意見を集約して、国にお願いすべきものはしていくという方向をしっかりと出した方がいいのではないかと思いますね。これは当然できることなのではないですか。

○事務局

そこはできる限り努めていきたいと思っておりますが、通知も、全都道府県、必ずやれということにはなってございませんで、合併は各県それぞれの考え方で、ということでございます。今、まだ30なものですから、各県でそれぞれ様子を見ながら考えているところもあるかと思いますので、そのあたり、情報交換などに努めてまいりたいと考えます。

○委員

3分の2がつくっているのだから。

○会長

ありがとうございました。

ご意見がまだおありになるかと思いますが、ご提案申し上げました(1)、(2)につきまして、原案どおりに決定させていただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○会長

ありがとうございます。原案どおり決定いたします。

続きまして、「(3)構想に関する意向調査実施結果」及び「(4)市町村長の意向聴取」につきまして、一括して審議したいと存じます。

事務局よりご説明申し上げます。

○事務局

それでは、一括説明でございますが、まず、資料3をご覧ください。

「構想に関する意向調査実施結果」でございます。

前回の審議会でご検討いただきまして、今年の1月に、県内全ての市町村長さんに対してアンケート調査を行っております。2月、3月に合併する市町村につきましては、合併協議会を持っておりますので、新市の方針ということでご回答いただいておりますので、数につきましては、44ということで母数をとらえてございます。

恐縮ですが、主なポイントのみご説明させていただきます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

「総人口の見通し」でございますが、約10年先、平成27年度までに人口の増加を見込む市町村は23市町村でございます。先ほどご説明したところでございますけれども、人口問題研究所の推計と比べますと、各市町村さん、やや強気の見方をしている。人口が増えるという見方をしております。推計根拠が異なるため、一概には申し上げられませんが、各市町村さんは、それぞれの市町村の一層の発展を目指すために、政策目標等を含んだ人口見通しをしているのかなと考えてございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

「今後高まると予想される住民ニーズ」ということで、「少子化人口減少対策」、「高齢者福祉」、「保健・医療対策」というご回答を多くの市町村からいただいておりますが、先ほどお話ししましたように、これから少子高齢化対策が市町村さんにとっての大きな課題な

のかなというのが、このアンケートでも如実にあらわれているという状況でございます。

5ページをお開きいただきます。

そのような住民ニーズ対応のために必要なものとしましては、「財源の確保」が8割の市町村から挙げられておりますし、少子高齢化などに対応するためには、より一層財源を必要としているという状況の回答になってございます。

7ページをお開きいただきます。

「将来の財政見通し」でございます。将来といいましても、ここに書きましたように、今後10年間程度のスパンでの将来見通しということでございますけれども、ほぼすべての市町村さんが厳しいという見方をしております。「問題ない」というご回答をいただいているのは、東海村さんということでございます。

前のページ、6ページは、「現在の財政状況」ということで、円グラフになっております。7ページの将来のものと見比べてみますと、若干ではございますけれども、「非常に厳しい」という市町村さんの数が減っております。その理由としましては、つくばエクスプレス沿線開発の効果があるからとか、合併効果によって一定程度の改善が図られるからといったご回答をいただいているところでございます。

財政見通しが厳しいと考える理由につきましては、三位一体改革に伴う地方交付税の削減というお答えを複数の市町村さんからいただいているということでございます。

8ページをお開き願います。

「将来の行政水準の維持の可能性」でございます。これも、将来といいましても10年程度を目指しておりますけれども、どちらかといえば現在の水準の維持が可能、あるいは完全に可能というのが、表にありますように10市町村、「どちらかといえば難しい」を含めまして「難しい」というのが34市町村となっております。各市町村の回答が表になってございますが、10年程度なら現在の水準を維持できるだろうというお答えをいただいておりますのは、つくば市さん、鹿嶋市さん、守谷市さん、東海村さんという状況になってございます。

9ページをお開きいただきます。

「将来に向けた合併の必要性」でございますが、7割を超える33市町村が、「どちらかといえば必要」を含めまして「必要」としております。合併の必要性について、高い認識が示されているのかなと思っております。

なお、「どちらかといえば必要ない」、「必要ない」というものをあわせて見てみますと、合併は必要ないと言っているのは、東海村さんを除きまして、すべて合併した市町村さんでございます。

11ページをお開き願います。

「合併が必要な時期」でございますが、合併が必要と考えている市町村の多くは、その時期を平成22年度以降の「中長期的な課題」としております。今の法律が終わった後というイメージでとらえてよろしいかと思っておりますけれども、「中長期的な課題」としている回答が多いようでございます。

なお、今の新合併特例法下の期限内合併が必要と回答していただきました市町村さんは、そこに書いてありますように、水戸市さん、北茨城市さん、守谷市さん、茨城町さん、河

内町さん、五霞町さん、境町さん、利根町さんの8市町でございます。

また、水戸市さん、守谷市さん、河内町さん、境町さんにつきましては、期限内も必要だと言いながらも、さらに中長期的にも合併が必要だと。つまり、段階的により広域的な合併が必要と認識されていることがうかがえると思っております。

13ページをお開き願います。

合併が必要と回答した市町村における、合併の相手方として考えられる組み合わせを表にしたものでございます。

新合併特例法の期限内におきましては、既に合併協議会が設置されております水戸市さんと茨城町さん、双方で合併の相手方としての認識が持たれております。

また、13、14ページの表で見ますと、龍ヶ崎市さん、利根町さん、河内町さんの周辺、あるいは五霞町さん、境町さん周辺におきましては、組み合わせは異なりますが、双方で合併の相手方としての認識が持たれているという状況になってございます。

なお、中長期的な課題としての組み合わせを見てみますと、規模の拡大をはかっていくのだという回答が多く見られているという状況でございます。

15ページをお開きいただきたいと思えます。

合併が必要ないと回答した市町村の主な理由は、合併したばかりであり、一体感がまだ不十分だということで、新たな今後の合併はちょっと考えられないねという意味合いだと思いますが、合併した市町村におきましては、合併後のまちづくり、あるいは新市の一体感の醸成が優先されるといったことになっているのかなと推察するものでございます。

18ページをお開きいただきたいと思えます。

では、合併を推進していくために、県に期待する支援措置はどのようなかというご質問に対しては、ほとんどの市町村さんが、先ほどお話ししましたように、合併の準備、あるいは合併後のまちづくりに対する財政支援を求めているのが、このアンケートからうかがえるということでございます。

以上、アンケート調査、意向調査の結果をご説明いたしました。

続きまして、資料4をお開きいただきたいと思えます。

資料4につきましては、今後予定されております面談によります市町村長さんの意向聴取実施（案）でございます。

1ページをお開きいただきたいと思えます。

意向聴取の「目的」でございますけれども、審議会における構想の調査審議に当たっての参考とするために実施するというところでございます。

実施いたします市町村さんでございますけれども、2つの点から意向聴取を実施する市町村さんを選びたいと思っております。

1つ目は、新合併特例法下で合併意向がある市町村さんと、その相手方になる市町村さんでございます。構想対象市町村の組み合わせを検討する上では、合併意向がある市町村さんだけでなく、その相手方の市町村さんの考えもお聞きする必要があるということで、このような形で選定したいと思っております。

2つ目は、平成に入ってから合併に至らなかった市町村さんを対象としたいと考えております。前回の審議会では、合併に至らなかった市町村は、それなりの経過や課題などがあ

るはずだ、それは、単なる紙のアンケート、意向調査だけではわからないのではないかと
いったご意見がございました。そういうことで、直接、市町村長さんから意見をお聞きし
たいと考えるものでございます。

「聴取内容」につきましては、「将来にわたる市町村運営方針」や「合併意向」などにつ
きまして、さらに詳細にお聞き申し上げたいと思っています。

「実施時期」につきましては、4月以降を検討しているところでございます。

「実施方法」でございますけれども、基本的には、事務局におきまして、市町村さん
のところを訪問しまして、各市町村長さん、首長さんから直接面談によってご意見をお聞き
し、その結果を次回以降の審議会に報告してまいりたいと考えております。

なお、意向聴取につきましては非公開で実施いたしまして、審議会への結果報告につ
きましても非公開にしたいと事務局では考えております。

前回の審議会でご意見がございましたが、先ほどお話ししましたように、特に、合併に
至らなかった市町村におきましては、いろいろな要因があり、公にしないことを前提にお
聞きする内容もあるかと思われませんが、審議会の議論の中では、このような内容も含めて
報告し、議論する必要があると考えております。

この直接面談等につきましては、地域の皆様方に有益な形で、どのように合併を推進す
るかということが目的でございますので、意思形成過程中の多種多様な情報がそのまま公
になりますと、その目的に支障を来すおそれがありますので、非公開とさせていただけれ
ばなと存じております。

ただし、前回の審議会でもご説明したところでございますが、非公開で実施した場合に
つきましては、当然、報道機関の皆さんに会議結果をご説明したいと考えております。

2ページをお開き願います。

市町村長さんの意向を聴取する具体的な市町村でございますけれども、ただいまの説明
によりまして、表のとおり、24市町村さんになりたいと思っております。

一番左の欄が、意向聴取する市町村でございますけれども、水戸市さん、茨城町さんな
ど8市町が、新合併特例法下で合併意向がある市町村でございます。日立市さん、高萩市
さん、常総市さんなどにつきましては、合併意向がある市町村が考えている相手となる市
町村でございます。結城市さん以下につきましては、平成以降の合併に至らなかった市町
村でございます。

3ページをお開き願います。

構想に関する市町村長のアンケート調査結果のうち、合併の必要性をまとめたもので
ございます。色刷りしておりますので、理解していただけるかと思っておりますけれども、この
ようなことでまとめたものでございます。

オレンジ色の市町村さんが、新合併特例法下での合併が必要だとした市町村さん、赤い
矢印の先が、その相手として考えられる市町村さん、黒く縁取りしている市町村さんが、
合併に至らなかった市町村さん、黄色の市町村さんが、中長期的には合併が必要とご回答
された市町村さんでございまして、真っ白の市町村さんにつきましては、将来においても
合併は必要ないとご回答された市町村でございます。

4ページについては、それを文字にすればこのようになりますということでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

ここからは、市町村のあり方や市町村の組み合わせに影響する意見など、具体的な議論が行われることも想定されますので、非公開で会議を実施いたしますということでご了解いただきたいと思います。

報道機関及び傍聴の皆様は、恐縮でございますが、ご退席をお願い申し上げます。

なお、会議終了後に、3階の別室で会議結果をご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご説明申し上げました資料3並びに資料4につきまして、ご意見・ご質問がございましたらお願い申し上げます。

○委員

先ほど私が申し上げた県の役割、委員さんからお話があった国への要望等、すべて関連するわけでございますが、合併できなかった理由は4つに分けられると思うのですね。財政力が豊かで、単独を志向する自治体、財政力が乏しくて敬遠されている自治体、救済合併をやっている自治体、政治的に判断して合併しない自治体、こういう4つの仕分けができると思うのです。資料4の2ページ目に、面談方式を実施するというのが出ておりますが、こういう仕分けの中でそれぞれ考えていってもらうということだと思うのですね。

その場合に一番必要なことは、県の施策として、財政支援をすることができるのかということと、新法上の財政措置では納得いかなない部分が多いということですから、その辺をどのようにするかということで、先ほどの委員さんの話のように、そのようなことをこの場に出していいのではないかと思います。

もう一点は、自治体が基礎自治体として目指すべき方向性が明確にされていない部分があるのではないかと思います。それは、国が基準をつくりまして、1万人、5万人、10万人、20万人、30万人でございますけれども、現在、合併して5万になった自治体の財政状況がどのようになるか、今年度の予算である程度明確になってくると思うのですね。三位一体の改革で交付税が削減されている。そうしますと、今後、新しい自治体としても合併を志向していかなければいけないのかどうなのかという側面も出てくると思います。そういう意味では、今10万人以上の市が新たに20万人の特例市になることが必要なのか、今現在、県が行っているまちづくり特例市ですべてのものがカバーできるのではないかと、20万人の特例市が中核市を目指していかなければいけないのかどうなのか、こういう部分について、私どももある程度認識していかなければいけないのではないかと思います。そういう意味では、政令市、中核市、特例市、5万人という部分の違いを説明していただいた方がいいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○会長

事務局、お願いします。

○事務局

政令市、中核市、特例市ということでございますけれども、ちょっと雑駁な説明になりまして恐縮でございますが、特例市は人口20万以上ということで、本県でいきますと水戸

市さんでございまして、来年の4月以降、つくば市さんも特例市になることになっております。

その上になります、30万ということで中核市でございまして。

さらにその上が政令指定都市で、法律要件は人口50万人以上ということでございまして、あくまで国が指定するというのでございまして、実際は100万、合併した場合、70万という状況でございまして。

委員さんからご質問がありましたように、では、それぞれ特例市、中核市、政令市で何ができるのか、特例市と中核市との差はどうなるのか。もう一つ、委員さんからありましたように、まちづくり特例市を県で独自にやっているのですね。こういうことを考えますと、確かに入り乱れていて、人口は多くなったけれども、結果としては、小さくても同じようなことができることもあると思います。重複してくる部分がありますので、それは一部あると思いますので、この点の整理を一定程度しませんが、大きくすることがいいことなのかと思っているときに、そんなことを言ったって、小さいところだってできるのではないのと言われたときに、10万、20万、30万はどう違うのだと説明できない。まあ、これは都市的機能の部分というので少し説明することができるとは思いますけれども、そういうものを明確にしていきたいと思います、確かに委員さんがおっしゃった部分があるかと思っておりますので、これは明示してまいりたいと思っております。

○委員

やはり合併の目的意識をしっかりと持つということだと思っております。そういう意味で、先ほど申し上げた4つ以外の新たな合併を求める目的を明確にするということになってくるのではないかと思いますので、先ほどの分け方の中で面談をしていただく。さらに、救済合併をしないという市・町に対して、新たな助成措置ができないかどうか、その辺を明確に出さないと、なかなか進行していかないのではないかと思っておりますが、いかがですか。

○会長

お願いします。

○事務局

我々もできる限り応援していきたいと思っております。県の財政も非常に厳しい状況でありまして、県が再建団体になってしまうようではこれまた困ってしまうということもございまして。現在のところ、特例交付金で毎年30億円からの額が一般財源から出ているということでございまして、非常に厳しい状況でございまして。私、総務企画委員会に属しておりますけれども、その中でも、あるいは合併特別委員会の中でも、あのような交付金の出し方を予算だけで決めるのはいかなるものかという厳しいご指摘をいただきました。こんな額になるとは聞いていなかったというご指摘もありまして、そういう意味では、目の前のことだけではなく、中期的な見方も含めて、財政フレームを考えてやらなければならないのかなとも思っております。

こちらとしては、できる限りの支援をしたいということは事実でございまして、面談する中でそれを伝えていく中で、どういう意向があるのか、どういうところをどのように見てほしいのかということにつきまして、意見交換をしていきたい。面談も別に1回と限ったわけではなくて、必要に応じてまたやればよいと思っておりますので、まずはそのよ

うな前提で、ご意見をいろいろ承りたいと考えてございます。

○委員

もう一点、新法上に規定されております合併特例区、地域自治区も合併の一つの選択肢の中に入ってくると思います。今まで茨城県内の合併市町村は利用していないわけですが、この考え方と、弊害といったものについて説明いただければありがたいと思います。

○事務局

ご質問がありましたことについてご説明いたしますと、このほか地域審議会がございまして、合併して面積的に多くなってしまったときに、周辺部が疎外されてはいけないということで、そのような組織をつくってもよろしいですよという規定がございまして、地域審議会、地域自治区、合併特例区という3つのシステムがございまして。

地域審議会が一番権能的　いわゆる力としてということで「権能的」と申し上げたのですけれども、地域審議会は、周辺部の地域を代表して、新市町に対して意見を具申する。例えば予算云々というのがあったときに、相手に対して、いや、もうちょっとここを増やしてくれ、あるいは削ってくれと意見具申するのが主な役目でございます。これは県内で、特に編入合併したところでは何力所かつくっております。先に合併しましたところでは、常陸大宮市さんは、大宮市さんを除く旧町村ごとに地域審議会をつくっております。常陸太田市さんもそういう形でやっております。要するに、足りない言葉になってしまうかもしれませんが、周辺部のおれらを忘れないで、おれらの方をちゃんと見てちょうだいね、というのが主な趣旨でございます。

地域自治区と申しますのは、行政と住民の連帯のもとに、その地域を独自で運営していく、共管するというのでつくられたものでございまして、合併特例区も同じようなものでございますけれども、地域自治区は、新市町村さんから予算配分を受けて作業する、いわゆる作業体なのです。組織として特定の地域をきちんとつくって、そこは全部地域自治区だよと決めるのですけれども、新市町村さんからの予算措置関係のものを消化していく。その地域に応じて、きちんとした形で消化していくのが主な役目でございます。ちょっと平たい言葉で言っています、行政用語は使っておりませんが。

合併特例区をつくった場合、合併特例区が、極端な言葉で言うと、予算を考えて、新市町村さんに対して要求して金をもらって、そこで独自の運営をしていくということで、区長さんは相当権限があるようなあり方なのです。ですから、一番強くまちづくりをやっていく上では、国の方では合併特例区を推奨している部分があったようでございますけれども、これを県内におろしますと、今、先生からお話がありました、では、その弊害は何かといいますと、逆に一体感がそがれるという部分があるのです。大きくなって、確かに周辺部では心配な部分があるでしょうけれども、そこにそういうものを配置しますと、おれのところはおれなのだというのがどうしてもぬぐい切れないおそれがあると言われております。

もう一つは、疎外感があるのを払拭するためにやるわけですが、特に合併特例区は、今お話ししたように、市町村さんなりの力を有するような感じにも見えると思います。そうしますと屋上屋になるような感じがしてしまうのです。

そういう関係で、本県の場合、一番意見具申する地域審議会は、今現在、23 合併のうち、5 地区で採用しているにとどまっております、地域自治区、あるいは合併特例区は設置されておられません。

こういう状況でございますが、今、委員さんからご指摘がありましたように、財政的な問題がいろいろございます。しかし、新法の考え方は、新しいまちづくり、先ほどの 20 万都市、30 万都市、10 万都市という部分と連動しますので、そういう点から、今お話ししました 3 つのあり方をどうとらえていくのか、どう整理していくのかというのも重要な課題になるのかなと思っております。

○委員

合併特例区の場合、5 年間という期日がありますので、そういうやり方で政治的なものを排除するとか、救済の部分を少し薄めていくといった選択肢もあるのかなと思っておりますので、そういうものをこの面談方式の意向聴取の中に入れていただいてもいいのかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

○委員

ちょっと遊離した議論になるかもしれませんが、この委員会で答申を出して、それをもとに、知事の勧告なり何なりが出てくるという方向になるわけですね。初めの初めの話をして申しわけないのですけれども。

委員さんがおっしゃったことと大体同様なことなのですが。今度、4 月 1 日、やっと 44 になりまして、この合併は、県が第 1 合併でいろいろな組み合わせをして進めてまいりましたけれども、合併した総括、合併した結果、どうだったのと。数が減ったからいいのだということで、1 つ、これは成功だと思えます。知事も、成功した、先進事例だとなるわけですね。私、それはいいと思うのですが、ずっといろいろ議論してきた中で、矛盾点とありますが、1 つ言わせていただきますと、例えば、ここは独立と決められてしまった大子町は今度も声が何もなし。声がないと言うと大子さんにしかられるかもしれませんが、そう決められてしまったところは、次の合併のときに実際どうなのか。大子さんは、前の県の意向で、ここだけ独立するよと決められてしまった。細かいことを言うと、2 段階論で県北とこうありまして、2 段階論がよかったのか悪かったのかわかりませんが、2 段階論であったために、何か知らないけれども、まとまらなかったというのがありますね。この前、勧告とありますが、こういうのが望ましいですよというパターンを示したわけですが、それに基づいて、あるいはそれを参考にして、今度の 4 月 1 日の合併にどれだけ効果があったかという総括を県として一回した方がいいのかなと思っております。

もう一つは、今ぱっと見て気がついたのですけれども、大子さんの話をしましたが、ここだけ初めから独立で、大子町の状況を見ると、いろいろな議論をしている中で全くネグレクトされているわけですね。財政が厳しくなっている、高齢化率が高くなっていくからという、ここだけでも大子さんは初めから解決できない。それなのに、ここは全く除外されているわけですね。資料 4 の地図を見ますと、みんな県境なのです。五霞町も北茨城市もそうですね。全部そうですね。これは県単位で考えていますから、県を越え

てなんていう議論は初めからなしだよというのは暗黙の了解でわかっているのですが、どうなのですかね。これは初めから考えないでおくとはっきり言っておいてもらわないといういろいろな議論が。最後に1つだけ言わせていただきますと、21年までのと長期、オレンジと黄色は恐らく差がないと思うのですよ。どっちに丸をつけるかというので微妙なのですよ。やりたい気持ちが働けば21年までと言うのですけれども、無理かなという気持ちが働くとそっちへ行ってしまうのです。オレンジと黄色は差がないと思うのです。オレンジだけではなくて、当然、黄色と話をするわけですね。首長がかわればまたちょっと意見が変わる。1年の差でピシャッと切ることによって、オレンジと黄色は余り差がないのではないかと私は見ているのですよ。

大きくなればこういうメリットがあります、いろいろな政治的仕掛けがありますとあるのですが、一方で、例えば、最近、消防庁などが、消防の広域化みたいな中で、お互いにいろいろな施設を持ち合うとか、大きな災害のときに市単独ではだめなので、30万ぐらいの規模でまとまって、お互いに消防をやる体制に整理しなさいみたいな通達を出してきているわけですね。それから、国会議員さんの選挙の区割りとか、この前、首長だけでいいのかというおしかりの意見が県会議員さんから大分あったような気がするのですが、この辺、どうなのですかね。まあ、代表であることは間違いないですが、実際のところ、どうなのですかね。一回議論した方がいいような気がするのです。

○委員

平成12年に当初の合併パターンをつくりました。その際に一番大切なことは、首長さんの方たちと面談して、まず、意向を聞く。それが外に出るといろいろな問題がありますので、こういうものもいかなと2つも3つも案を出した方もいらっしまったと思うのです。その中で、前のパターンは、これまでの生活・経済圏を中心につくった。その際に、水戸を中心とする地域と、つくば市を中心とする地域、この2大拠点はつくっていった方がいいのではないだろうかという意見を出しまして、それで「将来目指すべき方向性」という全国で初めての2段階の合併パターンをつくったという経緯でございます。そういう意味で、今回の意向調査は、アンケートではなくて、まず、事務局と首長さん方で、本音の部分でしっかり話をしてもらうことが一番必要だったのかなと。

大子町と常陸大宮市、常陸太田市の問題については、大子町は地域が非常に広いものですから、当初、一つの方向に持っていくということではなくて、将来的に選択してもらおうということがございました。先ほど私が合併特例区のお話を申し上げたのは、まさに大子町のことでございまして、大子町さんに、選択の中で、そして5年間の特例区の状況の中でやってもらうような方法が1つ考えられるかなということ为先ほど申し上げたということでございます。

北茨城市は、高萩、日立ということで回答がありますが、日立さんが出さないということとは、日立さんも、現実問題として、そこまでは難しいのではないかと認識されているのではないかとと思うのですね。そういう意味では、このアンケート調査がすべてをあらわしているということではないと思いますので、この次の面談方式でその意向を再度確認していただいて、ここで実質的な議論をしていくことが必要なのかなと。

もう一点は、合併した市・町が、平成18年度予算編成を経て、将来的にどういう認識

をお持ちになるか。また、先ほどのアンケート調査の中でも、10年先の財政運営は非常に厳しいという意見の方が多いようでございますので、その辺をさらに深めた面談調査をやっていただくことで、委員の問いに対する答えが出てくるのかなと思います。これは意見でございます。

○会長

ありがとうございました。県の皆さんにもしっかり心を込めてお考えいただきたいと思えます。

○委員

未合併の市町村はその推移の中でいろいろ考えております。ただ、今度の市町村長の意向調査を整理したのを見ると、基本的には、将来的に財政運営は非常に困難であるという認識はほとんどの町村が持っている。また、実態調査での人口動態や高齢化率などを見れば、実態として、今のままではどうしようもないと認識されていると思うのです。ただ、合併を必要とすると言っている人たちが非常に多いのだけれども、合併の時期については、中長期的な課題としてとらえているという人が8割以上を占めているわけですね。

何でそういうことが出ているかということ、これは18年の3月までの数字であって、やっと合併したばかりのものが結構多いわけですね。そういうところでは、合併したけれども、選挙絡みとかいろいろな点でなかなか難しい情勢があるところもある。一体化するためにはある程度の期間が必要だ。次なる方向づけをするのにもある程度の期間をかけざるを得ないだろう。また、当面は、合併しないで、自分たちでやれる最大限の努力をしていく中で、次なる合併を考えていくという思いでやっているところがあると思うのです。そういう点から、時期としては、新合併特例法の期間内という言い方はできなかった。やはり中長期的という判断をせざるを得ない。そういうものが背景としてあるのでは。

自主的ということが基本であれば、当然、そのような実態を十分踏まえた形での次の合併の枠組みを考えていかないと、合併して体制がしっかりしないうちに次の方向を出すといっても、これは大変なことだと思うのです。そういう意味で、これから直接ヒアリングをやって、もっと密度の濃い内容の聞き取りをやるということでしょうけれども、基本的には、今言った点などについてはそんなに変わらないのではないかと私は思うので、次の自主的に考えるというものについて、全国の実態等を踏まえ、また、茨城県の状況をきちんと認識した上での整理の仕方をしないと、整理はしたけれども、ただ形だけの整理に終わったということでは困る。ここ数年、各市町村がした努力の量は大変なものがあるわけですから、そういうものをきちんと踏まえた形での整理の仕方をぜひしていただかなければならないし、今、とにかく早急にやるということであれば、そういうことで、どうしてもやる必要があるのだということを皆さんが認識した上でやれるような動機づけが必要なのだろうと私は思います。

○会長

ありがとうございました。

○委員

この2～3年は、市町村にとって今までにない激動の2～3年だったなという思いをしております。合併と市町村財政の厳しさの中で、もまれ、もまれの2年、3年でありまし

た。新法ができて、次なる合併の構想をつくりなさいということですよね。これはそのための審議会ということです。私は、委員として選任されて、ああ、そうですか、という思いと同時に、なぜこんなに早くこういった審議会をつくらなければいけないかなと率直に思いました。それは、先ほど言いましたように、この2～3年来の大激動の自治体の中で、合併したところも死に物狂いで合併にこぎつけたのですね。しなかったところ、できなかつたところもそれなりの理由でしなかった。私は、平成17年度、つまり18年の3月までで合併についての決着は一応ついたのだらうと。したところ、しないところも一応の決着を見た。理想ではない合併だったかもしれない自治体もあります。また、したくてもできなかつたところがある。それも含めて、住民、議会、隣の町との話し合い、全部してやったことなのですね。ですから、私は、このアンケート結果に如実にあらわれたなど。つまり、当面必要ないだらうというところをもっと多いのかなと思いましたが、このような結果で、もしやるとしても、当面、中長期的、つまり10年スパンぐらいの中で見ましようよというのが本音だと思うのですね。

そこで1点、私は県の皆さんの腹をお聞きしたいのです。国の新法ができて、構想をつくりなさいということでの審議会なのですけれども、今度、県が市町村長さんの意向調査をします。今回、合併しなかつたところ、したくてもできなかつたところがありますね。また、1万人未満の町・村もありますね。こういったところを主体に取り組むということですね。これはこれとしていいのですけれども、県の腹構えとして、こういう新法ができたから審議会をつくりなさいということで審議会をつくって、そこで構想をつくるという消極的ながらの構想であるのか、あるいは茨城県にとって次なる合併が本当に必要なのか。私は、恐らくこの10年ぐらいは大きく動かないのではないのかなと思うのですが、もしこの構想が本当に必要であるならば、本当はやりたかったのだけれども、事情があつてできなかった市町村がぜひ頼むよと言ったときに、県は相当な決意を持って、知事さんも含めて、強いリーダーシップを持って取り組んでもらいたいというのが私どもの県に対するお願いですね。これは今後どうなるのかというスタンスで見ますと、これは恐らく今のまま10年進むのではないのかなという考えを私は持っております。

○会長

ありがとうございました。

本当に根深い問題もございましょうし、これはお互いに心を尽くし合わない、ただできたということになりはしないかと思うのです。

○事務局

今、委員からお話がありました件でございますが、実は、県議会でも、県や知事がもっと強いリーダーシップを持ってやるべきであるという強いご意見がございました。これは自民の代表質問でもございました。我々事務局としましては、もちろん必要があると思っ
ているから、この審議会を立ち上げたということでございます。しかし、これはもちろん強制合併ではありませんで、あくまで自主合併であるというのが法の仕組み、あるいは考え方でございます。将来、ひょっとしたら法律が変わって、強制合併という世界が出てくるのかどうか分かりませんが、現在は、あくまで自主合併だというのが法の仕組みでございます。それを受けまして、知事の答弁は、自民の代表質問で随分厳しく聞かれたのです

けれども、これは各自治体がそれぞれ、みずからの問題として考えて、その枠組みでやっていくのが原則であるということで、これは知事のお考えを明確にされたということでございまして、そのお考えのもとで働くのが我々事務局の仕事であるかと思っております。

ただ、今回の合併の進め方につきましては、今ほどのご意見を初めといたしまして、この審議会でそういうご意見をいろいろ聞くことが非常に重要だと我々は思っております。先ほど委員からありましたように、合併しようと思っても、いろいろな経緯があつてできなかったということで、深い経緯があつた上でのこととございますので、そういうところにはどういう配慮をすべきなのかというご意見、また、委員からありましたように、財政の話も含めて意見交換をしていかなければいけないのではないかとというご意見、いろいろな意見をお聞きしながら、進め方をしっかり考えて取り組んでいくことが重要なのではないかと我々は考えております。

いずれにしましても、拙速に進めるつもりはございませんので、しっかり議論して、皆さん方のご意見を聞いて、面談で意見交換をさせていただきながら、しっかりとした計画をつくっていくのが我々の役目であろうと考えております。

○会長

ありがとうございました。

私、大変浅い発想で、ふだんの仕事の中で、原油が高いの、もうからないのということばかり考えて、合併に対する認識が随分不足していたなと思っております。

ただ、明治時代の合併と昭和30年の合併と今の合併では住民の意識が全く違うと私は思うのです。だから、単なる兼ね合わせだけで豊かな生活を希望するような住民がいるかどうか。昭和30年から今までの50年間に、茨城県は特にそうですが、自動車の数は六、七十倍ふえているのですよ。県民所得だって何十倍でしょう。県の皆さんも、あのときの思想でいいのかどうかというのをお考えいただいで合併を計画されないと大分違ってくるのかなという気がしておりますが、本当に真剣に議論しなければいけないと強く感じているところでございます。

そのほかございますか。

○委員

この合併は、合併が目的ではないのだということから始まりまして、財政基盤の強化が目的ですよ、合併することによって我々住民が豊かになるのだという一つの基本を曲げてはならないと思う。

合併した市町村は、ここでまた合併ということよりも、合併したばかりで一体感がないので、まだ時期尚早だというのが大方の意見のように私は感じております。また、合併が必要だというのが全体の7割を超えている。また、財政経営が厳しいというのが8割を超えている。そういう中で、では、いつ合併したらいいのか。合併することによって財政基盤が強化されることが保証されているのか。そういう裏づけがしっかりしているのか。85が44になったから、合併は成功したのだ、やられている合併は成功したのだと言ったとき、大きな危険があるということであつて、合併できなかった以上は自立していく。交付税が減額されている中で、どう生きていくか。新たな財源を確保しなければならないということで、我々も委員会を立ち上げてやっておるわけでございますが、ほとんどの地域が、合

併が必要であると。合併のタイミングや時期，合併後の財政は強化されるということの担保がしっかりなされているような方向づけをしていただきたいと県にお願いしたいと考えております。我々，合併することによって人間関係から崩れて，すべてが崩れたという話を聞いております。合併してよかったというところばかりではないですよ。そういうことがないように，合併したら各自治体はこれだけ豊かになりますよという裏づけ，そういう財政シミュレーションがしっかりした中で進めていくべきだと考えておりますので，ひとつそれらを踏まえて今後の指導をしていただければありがたいと考えております。

○会長

ありがとうございました。

事務局いかがですか。

○事務局

そのとおりだと思っておりますので，しっかりやっていきたいと思えます。

○会長

ありがとうございます。

○委員

県の方はもちろん，県会の先生方，各市町村の関係の方がいらっしゃる中で，私がこの席にこうしているのは，一住民としての立場での意見を求められているのではないかと感じておりますが，住民としては，合併することによって，今後，どういうことが自分の身に降りかかってくるのかというところの説明をよくして，納得していただくことがまず大事なのだらうと思えます。

水戸市が常澄と合併したのは平成3年でしたか。

○委員

平成4年。

○委員

十四，五年たった今でも，住民間のしこりといえますか，完全に打ち解けない部分はまだあるのですね。水戸のことをこういうところでさらして恐縮でございますが，各種団体がございますね。商工会議所や商工会など，いまだに一つになれないでいるという事態もございます。これは水戸だけではなくて，ひたちなか市ですか，勝田と那珂湊が合併しても，一つになるのにかなりの時間を要したということもございます。まあ，そういう団体は団体なりのこともございましょうが。

このたび水戸が内原と合併いたしまして，去年の秋でしたですか，国政選挙がございましたときに，内原と水戸と選挙区が違うのですね。同じ市でありながら違う選挙区になってしまうという矛盾を感じたり，これは本当に小さいことでございますけれども，合併したために，それまではなかった義務みたいなものを課せられてしまう。具体的に申せば，常陸大宮市に合併した村に居住しない住宅を持っていて，当然，固定資産税は今までもかかっていたけれども，常陸大宮市になったら住民税もかかる。本当に細かい話をして恐縮でございますけれども，ある日突然，納付書が送られてきたということになりますと，そこに住んでおりませんが，住民サイドで考えますと，何でこういうことが起こるのかしら，合併したために，こんな余分なお金がかかるのだわ，といったことも含めて，ちょっと違

うのかなという思いもございます。

いずれにしましても、支所になったり、出張所になったりということで、急に統合されて行政の窓口がなくなることはないと思いますので、差し当たって、住民に不便は生じないだろうと思いますけれども、隅々までサービスが行き渡るのであろうかという不安も持とうかと思えます。そういうことを考えましたときに、後から住民投票とか、そういう不満があったり、しこりが残ることのないように、住民の立場で言えば、進める前に、まず、住民に対して、合併の功罪も含めた説明が十分なされることが、1つ、大事なことではないかなと私は感じております。

○会長

どうもありがとうございました。

○委員

さっきから「総括」という言葉が出ているのですけれども、単にご意見を伺う、意向をお聞きするだけではなくて、市町村長さんには疑問・質問も多々あると思うので、そのきちんとした分析までいかなくても、例えば合併した市町村はその後どうなったのか、どういうお考えを持っているのかという資料をきちんとそろえてアンケート調査に臨んでいただく。そうすることによって市町村の本音が聞けるのかな、あるいは、質問・疑問に答える中で意向調査ができるのかなと思うのですね。単にお伺いするだけではなくて、これまでの分析・総括を事務局なりにきちんとなさった資料をお持ちになった上で面談していただくと、もっと深みのある意向調査ができるのかなと思うのですね。ですから、その点をお願いしておきたいと思えます。

○会長

ありがとうございました。

いろいろご意見をいただきましたが、先ほど事務局がご説明申し上げました原案どおり決定させていただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○会長

ありがとうございます。そのように決定いたします。

以上で本日の議事は終了したわけですが、事務局から何かございましたらお願いいたします。

○事務局

事務局から連絡を申し上げます。

第3回目の審議会でございますが、面談による市町村長の意向聴取の結果をご報告したいと考えております。

開催時期につきましては、面談スケジュールとの関係もありますので、後日、調整したいと考えております。日程が決まり次第ご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○会長

本日は、長時間にわたりまして大変意義深いご意見を頂戴いたしまして、ありがとうございます。

ございました。

いずれにしましても、茨城県がよくなるための市町村合併でございましょうし、ということは、県民がよくなる、豊かになるということだろうと思いますので、事務局の皆様方におかれましては、今、委員の申されたようなことまで含めまして、ひとつしっかりした対応をしていただければありがたいと思います。

どうもありがとうございました。